

平成26年第1回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成26年1月29日（水） 午前9時30分から午前10時42分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2階 第2会議室	
出席委員	委員長	山田 喜一郎
	委員長職務代理者	小川 浩美
	委員	藤田 正実
	委員	今井 智一
	教育長	山本 佳洋
事務局出席者	次長（管理担当）	菊田 宗高
	次長（指導担当）	今村 日出弥
	次長（人権教育担当）	福井 喜伸
	管理監（行政改革推進担当）兼社会教育課長	福山 勝久
	教育総務課長	西出 八津子
	学校教育課長	西村 文一
	こども未来課長	島田 俊明
	文化スポーツ振興課長	田中 康之
	歴史文化財課長	縮谷 隆
	教育総務課参事	富田 源一
	教育総務課総務企画係長	田原 聖史
書記	学校教育課長補佐	岡根 富美代

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成25年第13回教育委員会（臨時会）会議録の承認
- (2) 平成25年第14回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 1月 教育長 教育行政報告
- (2) 平成25年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 甲賀市教育振興基本計画後期計画（原案）へのパブリック・コメントの実施について

3. 協議事項

- (1) 議案第1号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則の制定について
- (2) 議案第2号 甲賀市文化のまちづくり審議会規則の制定について
- (3) 議案第3号 甲賀市史編さん委員会規則の制定について
- (4) 議案第4号 甲賀市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 議案第5号 甲賀市教育行政評価委員会規則の全部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第6号 甲賀市就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について
- (7) 議案第7号 甲賀市図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 議案第8号 甲賀市少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 議案第9号 甲賀市いじめ防止基本方針策定検討委員会設置要綱の制定について
- (10) 議案第10号 甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

- (11) 議案第11号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成26年第2回(2月定例)教育委員会について
(2) 平成26年第2回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

[開会 午前9時30分]

管理担当次長 それでは、ただ今から、平成26年第1回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。

管理担当次長 はじめに、平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事において、尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんに謹んで哀悼の意を表すとともに、お2人にさらなる安心安全への取り組みを進めることを誓い、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

委員長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

遅ればせながらもって、皆様方におかれましては2014年の輝かしい新春を、ご家族お揃いでお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

また、本日は大変ご多用の中、平成26年第1回教育委員会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年一年間はたくさんの出来事がございました。一年の世相を表す漢字に「輪」という字が選ばれました。何と言っても2020

年の東京オリンピック招致決定が一番の明るい出来事でありました。

「輪」という字には、大勢の方々が加わって、円滑に回転していくという意味が込められています。そして、「わ」という読みは、平和の「和」にも通じ、平和な「輪」のつながりを作っていかなければなりません。

更に、消費税増税決定、為替も1ドル104円台の円安になり、経済にも大きな変動がありました。

また、甲賀市におきましては、台風18号により、信楽高原鐵道が甚大な被害にあい、今、その復旧に向けて第一歩が始まったところです。

一方で、教育委員会におきましては、昨年、残念ながら市民の皆様にご心配をおかけする不祥事が発生しました。二度とこの様な事件が起こらないよう、特に管理職の皆さんには身を引き締めていただき、そして我々も、この事態を深く反省しなければなりません。また、私どもの思いが現場までは遠く感じたところでもあります。一般市民の間では、教職員は自らの指導を評価される機会が少ないのではないかなどというような声があります。また、互いに切磋琢磨する姿勢に乏しいのではないかなど、いずれにせよ悪弊を見直し、連携して指導力を高め、信頼を取り戻していただきたいと思っております。

子どもたちも楽しい冬休みを終え、毎日元気に通学してくれているものと思います。一段と厳しい寒さの中「おはよう」という挨拶と、吐く息の白さに何とも言えない愛情を感じます。休暇中大きな事故もなく、大変喜んでいるところでもあります。三学期は子どもたちにとっても年間の総仕上げの時です。次年度への進級、進学に備える三学期でもあります。先生方も子ども一人ひとりの成長ぶりを確認するとともに、子どもたちが希望や目標をもって、新しい年度を迎えられるように指導していただきたいものです。そして、今年の干支の午のように何もかも物事が「うま」くいく様、また幸運が駆け込んでくる様、願うところでもあります。

日本のトップ企業の経営者が、今年にかける思いや目標とすること、

方針などを漢字で挙げました。その中には「挑戦」「変革」「創造」「前進」また、カタカナではイノベーション（経済発展の起動力となる「技術革新」）を挙げる人もいました。「変革」は多くの人が口にされました。そこで、変革という事について、ちょっと触れたいと思います。人はこのままではいけない、そうとは分かっているけど一度身についてしまった習慣というものにはそう簡単に変えるのは難しく、流されるままに同じことを繰り返します。お互いよくあることですが、それは誰のせいでもありません。結局、自分自身がそうしているのです。だからこそ、自分の気持ち一つで、生活習慣を改善することは、今すぐにでも出来るはずであり、個人の生活習慣に限らず、市、町、県、国の政治においても同じであろうと思います。

今、多くの人々は国が抱える問題を認識して、改革しなければならぬと思っても、自分一人の力ではどうなるものでもないという惰性の中で日々を過ごしています。しかしながら、何でもまず一人がその気にならなければ、何も始まりません。一人の目覚めが周囲の人々の目覚めを呼び、やがてそれが政治や行政を動かし、一滴一滴の集まりが、大河の流れを形づくるように、変革への大きな力となっていくのではないのでしょうか。今日を生きる我々の務めはこの緑豊かで誇りある美しい日本の国を残すことです。それが出来るかどうかは他の誰でもなく自分自身であり、自分の考え方、行動次第であります。年の初めに国民一人ひとりが改めてそのような思いを持っていただきたいものがあります。

この一年が甲賀市にとりまして、また教育委員会にとりましても実り多き一年であることを念願いたしまして、開会の挨拶といたします。

委員長

それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認（1）平成25年第13回教育委員会（臨時会）会議録の承認について、資料1でございます。第13回教育委員会会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいておりますのでご一読いただいたと思いますが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の(1)平成25年第13回教育委員会(臨時会)会議録の承認については、原案のとおり、承認することとします。

続きまして、(2)平成25年第14回教育委員会(定例会)会議録の承認について、資料2でございます。第14回教育委員会(定例会)会議録についても、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいておりますのでご一読いただいたと思いますが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の(2)平成25年第14回教育委員会(定例会)会議録の承認については、原案のとおり、承認することとします。

委員長 それでは、2. 報告事項といたしまして、(1)1月教育長教育行政報告について、資料3に基づき説明をお願いします。

管理担当次長 それでは、(1)1月教育長教育行政報告について、資料3に基づきまして、12月18日開催の定例教育委員会以降、本日までの教育長の動静を中心に主な事項について行政報告をさせていただきます。

(以下、資料3により報告)

委員長 ただ今の(1)1月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 次に、(2)平成25年第6回甲賀市議会定例会(12月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料4に基づき説明をお願いします。

管理担当次長 それでは、(2)平成25年第6回甲賀市議会定例会(12月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料4に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料4により報告)

委員長 　ただ今、説明いただきました(2)平成25年第6回甲賀市議会定例会(12月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 　13ページの19行目でございますが、「加えて朝宮保育園におきましては、保育ニーズに応えるために、さらに2名のパート保育士を配置し、」とありますが、保護者の保育ニーズとは保護者からどのような要望があったのかお伺いします。

こども未来課長 　保育ニーズにつきましては、早朝と長時間保育でございます。通常保育は、午前8時30分から午後4時までですが、保護者から朝早くから、また夕方も長く預かってほしいという要望があったことから、園に2名の保育士を配置することが必要となり、時間単位でつけさせていただきました。

委員長 　よろしいですか。

委員 　はい。

委員長 　11名の方からたくさんのご質問をいただきました。教育長、部長から適正なるご答弁をいただきました。ご一読いただいたと思いますが、後日またいろいろな問題についてご質問いただきたいと思いますので、特に他にご意見がなければ報告事項として終わらせていただきたいと思います。

委員長 　続きまして、(3)甲賀市教育振興基本計画後期計画(原案)へのパブリック・コメントの実施について、資料5に基づき説明をお願いします。

指導担当次長 　それでは、(3)甲賀市教育振興基本計画後期計画(原案)へのパブリック・コメントの実施について、資料5に基づき、ご説明を申し上げます。

(以下、資料5により説明)

委員長 　ただ今、説明いただきました(3)甲賀市教育振興基本計画後期計画(原案)へのパブリック・コメントの実施について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 市民の方に見ていただいて、個々に対するご意見の回答はしないということですが、全くされないということですか。

指導担当次長 個々の回答はしません。Aさんからいただいたから、Aさんに回答するというのではなく、そのご意見に対してどう対応するかということ、ホームページで公表させていただきます。

委員長 他によろしいですか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 それでは、3. 協議事項に移らせていただきます。(1) 議案第1号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則の制定について、資料6に基づき説明をお願いします。

管理監(兼社会教育課長) それでは、(1) 議案第1号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則の制定について、資料6に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料6により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(1) 議案第1号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(1) 議案第1号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(2) 議案第2号甲賀市文化のまちづくり審議会規則の制定について、資料7に基づき説明をお願いします。

文化スポーツ振興課長 それでは、(2) 議案第2号甲賀市文化のまちづくり審議会規則の制定について、資料7に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(2) 議案第2号甲賀市文化のまちづ

くり審議会規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(2)議案第2号甲賀市文化のまちづくり審議会規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(3)議案第3号甲賀市史編さん委員会規則の制定について、資料8に基づき説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは、(3)議案第3号甲賀市史編さん委員会規則の制定について、資料8に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料8により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(3)議案第3号甲賀市史編さん委員会規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 第4条の市史編さんの部分の守秘義務では、特に何か具体的なことがあるのでしょうか。

歴史文化財課長 特にといったものはございませんが、資料に基づきまして市史編さんをさせていただきますので、そういった中には当然個人的な情報もございます。これらの事についての守秘ということで考えております。

委員長 よろしいですか。

委員 はい。

委員長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(3)議案第3号甲賀市史編さん委員会規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(4)議案第4号甲賀市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料9に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(4)議案第4号甲賀市学校給食センター条例施行規則

の一部を改正する規則の制定について、資料9に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料9により説明)

委員長 　ただ今、説明いただきました(4)議案第4号甲賀市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 　特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(4)議案第4号甲賀市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 　続きまして、(5)議案第5号甲賀市教育行政評価委員会規則の全部を改正する規則の制定について、資料10に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 　それでは、(5)議案第5号甲賀市教育行政評価委員会規則の全部を改正する規則の制定について、資料10に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料10により説明)

委員長 　ただ今、説明いただきました(5)議案第5号甲賀市教育行政評価委員会規則の全部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 　特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(5)議案第5号甲賀市教育行政評価委員会規則の全部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 　続きまして、(6)議案第6号甲賀市就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について、資料11に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 　それでは、(6)議案第6号甲賀市就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について、資料11に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料11により説明)

委員長 　ただ今、説明いただきました（６）議案第６号甲賀市就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 　特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の（６）議案第６号甲賀市就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 　続きまして、（７）議案第７号甲賀市図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について、資料１２に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 　それでは、（７）議案第７号甲賀市図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について、資料１２に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１２により説明）

委員長 　ただ今、説明いただきました（７）議案第７号甲賀市図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 　特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の（７）議案第７号甲賀市図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 　続きまして、（８）議案第８号甲賀市少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料１３に基づき説明をお願いします。

管理監（兼社会教育課長） 　それでは、（８）議案第８号甲賀市少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料１３に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１３により説明）

委員長 　ただ今、説明いただきました（８）議案第８号甲賀市少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(8)議案第8号甲賀市少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(9)議案第9号甲賀市いじめ防止基本方針策定検討委員会設置要綱の制定について、資料14に基づき、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(9)議案第9号いじめ防止基本方針策定検討委員会設置要綱の制定について、資料14に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料14により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(9)議案第9号甲賀市いじめ防止基本方針策定検討委員会設置要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 第3条第2項の委員の選出ですが、その他教育委員会が必要と認める者の記載がございますが、具体的にどのような方を選出されるのでしょうか。

学校教育課長 学識経験を有する者といたしましては、大学教授、関係機関職員ということで市小中学校校長会代表、他に臨床心理士や法務局職員、市の健康福祉部長、健康福祉部長、また甲賀市のPTA連絡協議会代表の方などを考えております。

委員長 よろしいですか。

委員 はい。

委員長 他にご意見、ご質問ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 他にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(9)議案第9号甲賀市いじめ防止基本方針策定検討委員会設置要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(10)議案第10号甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料

15に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(10)議案第10号甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料15に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料15により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(10)議案第10号甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長 要綱とは別の話ですが、現在就学援助費の対象者や支給については、どのような状況ですか。

学校教育課長 手元に詳しい資料がございませんが、申請者は年々増えております。

委員長 これは教育長決裁ですか。

学校教育課長 そうです。

委員長 この申請には、所得についての欄がありませんが今までと違うのですね。

学校教育課長 収入状況等につきましては、別の資料となります。

委員 申請書の中に担当民生委員の意見とありますが、民生委員さんは11月、12月に改選されて、地域で子どもさんの状態をどのように把握されているのか、現場の声はないのでしょうか。以前、離れたお家の方がこられて、どこの方が解らないということがありました。確かにお家はあるが、現状がつかめない部分があるように聞いたことがあります。住んでおられるということで民生委員さんのご意見をいただいている部分が無いのか、きっちり把握をされた上でというお話があるのか、現状を聞かせてください。

学校教育課長 学校では、民生委員さんと学校関係者との情報交換等を行っております。

委員長 申請された時は、地元の民生委員さんの意見を述べてもらうための懇談はされているのですか。

学校教育課長 必ずしも民生委員さんの意見が必要ということは無くなりましたので、ご承知いただいていない状況での申請も可能になっております。

委員長 今、そのような情報は民生委員さんにも自動的に伝わるのですか。

学校教育課長 申請があったということは、個人情報との関係がありますので、自動的に伝わりません。

委員長 この欄があるという事ですが、民生委員さんの意見が特に所見を書かれなくても必要としないのですね。

学校教育課長 はい。申請があれば、収入と条件について審査させていただきます。

委員長 他に何かありませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 他にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(10)議案第10号甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 続きまして、(11)議案第11号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、資料16に基づき説明をお願いします。

管理監(兼社会教育課長) それでは、(11)議案第11号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、資料16に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料16により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(11)議案第11号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もございませんので、ただ今の(11)議案第11号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、4. その他、連絡事項といたしまして、(1)平成26年第2回(2月定例)教育委員会については、平成26年2月18日(火)午前10時00分から開催させていただきます。次に、(2)平成26年第2回教育委員会委員協議会につきましては、平成26年

2月4日（火）午前9時30分から開催をいたします。

委員長
教育長

それでは、最後に教育長からご挨拶をいただきたいと思います。

天気予報によりますと、ここ数日は気温が高く、春を思わせる陽気が続くとのことではありますが、甲賀の地では昔から、「田村さんが済むまでは」と言われるように まだまだ厳しい寒さが続きます。

学校も3学期が始まり、順調な滑り出しを見せてくれています。

しかし、水口、甲南を中心にインフルエンザによる学級、学年閉鎖もあり、大きな蔓延がないことを祈るところです。

いずれにしても、この寒さの後には「立春」がめぐり、ふるさと甲賀に命満る季節がやってまいります。やがて巡り来る春を見据え、次年度への夢を予算に具体的に落とし込むことに、事務局が全力を挙げて取り組んでくれたところでもあります。

さて、市民の皆さんから厳しい眼を注がれている教育では、いじめや不登校、体罰、学力問題や登下校時の安全確保、特別支援にかかる児童生徒への対応、また今年に入りましても学校給食にかかる安全確保の問題等々、多くの困難な課題が浮き彫りとなってきたところでもあります。そんな中で、学校教育現場では、これら課題克服の糸口が容易に見えないことも手伝って、やや自信を失いつつあるのではないかと、気にかかるところでもあります。一方、国において、「いじめ防止対策推進法」を制定し施行され、本市においてもその体制づくりに取り組んでいるところでもあります。本日の定例会ではその一部を提案させていただきましたが、次回の定例会では、条例作成に向けてのご協議をお願いすることになります。

また、国からは、全国学力テストの結果が公表できる旨の要領が出されました。これを受けて、先日、県の教育長と市町の教育長との懇話会が開催されました。市町それぞれの状況が違うことから同じ手法での公表は困難であるものの、基本的には、結果についての説明責任を果たす意味からも公表する方向では一致しております。ただし、その内容をどうするかについてはそれぞれ市町により決定をしていかなければなりません。この問題についても改めて、委員長はじめ委員の皆様

のご議論をお願いすることになります。

このように、多くの教育課題があることをふまえ、今月5日に開催しました校長会では、「天馬空を往く」という故事に因み、採るべき方法は無限にあり、その中から自校が為すべき方法を的確に見極め、取り組むことを伝えました。また、27日開催の教頭会では、課題克服の取り組みと併せて、本年度大きな成果をもたらした取組みに目を向け、次年度もそれを核とした取り組みを運営の中心にすえることを訓示したところです。

市教委におきましてはまさに今、その立ち位置を確かにし、今後の進むべき方向をこれまで以上に明確に示さなければならない、そんな役割が強く求められていると自覚を新たにしているところです。課題に向けての取り組みは大変苦しく辛いものです。しかし、この取り組みこそ、冒頭の委員長のご挨拶にあった「挑戦、変革」への営みであります。この苦しきの向こうには必ず、子どもたち、市民の皆さんの楽しさや幸せが待っていることを信じて、今年も前へ前へと歩みを続けてまいります。

今後とも委員長をはじめ委員の皆様のご指導ご助言をお願いし、閉会に当たっての挨拶いたします。

委員長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成26年第1回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午前10時42分〕